

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

千葉国民年金 事案 4423

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 9 月まで

私は、A 市に在住中から、国民年金保険料は口座振替により納付しており、その後に転居した B 区でも同様に納付していた。その間に振替不能となったとして納付書を受け取った記憶は無いので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 12 月から国民年金に任意加入して以降、平成 10 年 5 月に第 3 号被保険者となるまで、申立期間を除く国民年金保険料を長期間にわたり納付していることに加え、申立人の所持する年金手帳において、国民年金被保険者の住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、自身が営む事業の経営状態及び家族の生活状態は申立期間の前後を通じて大きな変化は無いと申述しており、申立期間に係る保険料を納付する資力は十分にあったと推認できる上、申立期間は 9 か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで
私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は、申立期間に社内異動はあったが、同社に継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が当時、申立人に係る届出を誤ったと認めていることから、事業主が昭和47年10月31日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和50年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を同年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和50年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和43年4月に入社してから現在まで継続して勤務しているが、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっている。申立期間①は、A社本店からD社に出向した期間、また、申立期間②は、A社本店から同社C支店に異動した期間であり、申立期間①及び②ともに同じグループ会社内の異動であり、被保険者記録に空白があることに納得がいかないため、調査の上、申立期間①及び②の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人と同時期に異動し

た元同僚から提出された給与明細書、B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 47 年 9 月 1 日に同社本店からD社に向）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和 47 年 7 月のオンライン記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①の保険料を納付したと思料するとしているが、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和 47 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和 50 年 9 月 30 日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 50 年 10 月のオンライン記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間②の保険料を納付したと思料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

日本年金機構からの連絡により、昭和47年8月31日から同年9月1日までの厚生年金保険の被保険者記録に空白があることがわかった。申立期間はA社本店からC社に出向したが、同じグループ会社内の異動であり、被保険者記録に空白があることに納得がいかないため、調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人と同時期に異動した元同僚から提出された給与明細書、B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和47年9月1日に同社本店からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和47年7月のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の保険料を納付したと思料しているが、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4907

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、A社C事業所）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月15日まで

私は、昭和15年頃から20年の終戦頃までA社D工場（厚生年金保険の適用事業所名は、A社B工場）に勤務したので、調査の上、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）において、申立人と生年月日が同一で、氏名が一字相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は未記載）が確認できる。

また、上記被保険者名簿において昭和19年6月1日に被保険者資格を取得している元同僚は、「申立人と一緒にD工場に勤務していた。」と供述していることから、当該未統合記録は申立人の記録であると判断することができる。

一方、当該未統合記録には、資格喪失日の記載が確認できないところ、A社C事業所の総務担当者は、「復員できなかった人や、終戦後、工場に戻ってこなかった人たちを戦後の整理において「終戦退職」として整理したようである。」と回答しており、上記被保険者名簿の簿冊中に、当該事業所から提出されたと認められる資格喪失届において、「終戦退職」を喪失原因として昭和20年9月15日付けで被保険者資格を喪失している被保

険者が多数確認できる。

また、申立人は、「昭和 20 年*月頃に空襲により家が焼かれE地の実家に一時帰った。終戦直後にF市に戻ったが終戦後に勤務したか覚えていない。」と供述しているところ、上記元同僚は、「20 年*月頃まで勤務したが空襲が激しかったので逃げるように実家に帰った。終戦後、寮に荷物を取りに来たとき、工場は鉄骨だけになっていた。20 年 8 月以降は勤務していない。」と供述しており、当該元同僚のオンライン記録によれば、当該事業所に係る資格喪失日は 20 年 9 月 15 日であり、上記資格喪失届において「終戦退職」と記載されていることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿及び上記被保険者臺帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険料の徴収は行われない期間である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 20 年 9 月 15 日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、当該未統合記録から、80 円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 4424

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から62年3月まで

私は、結婚後の昭和53年4月に初めて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を、当初は集落の組長の集金により、途中からは金融機関で、妻及び私の父母の保険料と一緒に納付したはずであるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年1月22日にA町（現在は、B市）に対して払い出された手帳記号番号の一つであり、同町の国民年金被保険者名簿には、同年1月20日に職権適用し、47年7月26日に遡って国民年金被保険者資格を新規取得したことが記載されていることから、手帳記号番号の払出し時点までは、申立期間は、国民年金に未加入であったと推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は108か月と長期間にわたる上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月から55年3月まで

私は、A社を退職した翌日の昭和50年4月16日に、B市役所C支所の窓口で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、同年3月及び同年4月の国民年金保険料は同市役所C支所の窓口で、同年5月から55年3月までの保険料は銀行の口座振替で納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和55年4月頃に行われたことが推認でき、「50年4月に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。」とする申立人の主張と相違している。

また、申立人の加入手続が行われた昭和55年4月頃は、第3回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、過去の保険料を遡って納付したことはないと述べている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から54年9月までの期間の国民年金保険料及び56年11月から58年7月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から54年9月まで
② 昭和56年11月から58年7月まで

私は、20代後半になって実家から独立後、将来のことを考え自分で区役所出張所に行き、国民年金の加入手続を行い、過去に遡って申立期間①の国民年金保険料を納付したはずであるのに、未納の記録になっている。また、国民年金の加入手続時から付加保険料を含めて納付したはずであるのに、申立期間②について、付加保険料の納付記録がないのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A区において、昭和56年12月24日に払い出されていることが確認でき、同時点で、申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付できない。

また、申立人は、区役所出張所の窓口で一括払いした保険料は10万円ほどだったとしているが、上記手帳記号番号が払い出された時点において特例納付は実施されていないことから、申立期間①の保険料を特例納付によって一括納付することもできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が所持する年金手帳には、付加保険料納付の申出に係る記載は無い上、オンライン記録から、申立人は、厚生年金保険に切り替わった昭和58年8月から同年11月までの国民年金保険料2万

3,320 円が過誤納により還付されていることが確認でき、当該還付額には付加保険料が含まれていないと認められることから、申立期間②直後の過誤納であることを踏まえると、申立人が申立期間②の付加保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、付加保険料は月 100 円か 200 円であったとしているが、当時の付加保険料は月 400 円であり、相違している。

このほか、申立人の申立期間①の保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の申立期間①の保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4427

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から同年 9 月まで

私は、平成 12 年度及び 13 年度の国民年金保険料については、母に学生納付特例を申請してもらった。私の母は、両年度とも 4 月又は 5 月には町役場で申請手続を行ったと言っているのに、13 年度は、学生納付特例として平成 13 年 10 月以降の保険料しか承認されていない。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できないので、調査の上、納付記録を学生納付特例期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年度及び 13 年度の国民年金保険料については、申立人の母が両年度とも 4 月又は 5 月には町役場で学生納付特例の申請手続を行ってくれたと主張しているが、オンライン記録によると、学生納付特例の承認期間に係る申請日は、平成 12 年 4 月から 13 年 3 月までの期間については、12 年 5 月 25 日と記録されていることが確認できるものの、申立期間直後の 13 年 10 月から 14 年 3 月までの期間については、13 年 11 月 30 日と記録されていることが確認でき、申立期間当時、学生納付特例は年度ごとに申請手続を行い、承認期間の始期は申請日の属する月の前月からとされていたことを踏まえると、平成 13 年度においては、申請日の前月である平成 13 年 10 月から学生納付特例が承認されていることに不自然さは無い上、申立人の学生納付特例期間に係る記録に訂正、取消等が行われた形跡は認められない。

また、申立人は学生納付特例の申請手続に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母に聴取しても、平成 13 年度当初に学生納付特例を申請したと申述するのみであり、ほかに申立期間に係る学生納付特例の申請

手続を行っていたことを裏付ける事情は見当たらないことから、申立人の母が同年度当初に申立期間に係る学生納付特例の申請手続を行っていたと推認することは困難である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人の母が申立期間に係る学生納付特例の申請書を提出したこと、及び申立人が申立期間に係る学生納付特例の承認を受けたことを確認できる関連資料（学生納付特例申請書控、承認通知書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月及び10年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月
② 平成10年6月

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、全て亡くなった夫に任せていた。平成21年頃に、夫が私の「ねんきん定期便」を見て、9年12月及び10年6月の保険料が未納と記録されていることはおかしいと言っていた。夫からは6か月間の保険料をまとめて納付していたと聞いていたので、1か月の未納期間が2か所もあることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②については、申立人の夫が6か月間の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間①については、平成9年12月の保険料が一旦納付されたものの、保険料の徴収権が時効により消滅した後の納付であるとして、12年2月14日に過誤納となり、同日付けで10年2月の保険料に充当する処理が行われていることが確認でき、申立期間②についても同様に、同年6月の保険料は徴収権が時効により消滅した後の納付であるとして、12年8月9日に過誤納となり、同日付けで10年7月の保険料に充当する処理が行われていることが確認できることから、申立期間①及び②の保険料は、それぞれ過誤納となった時点まで未納であったことがうかがえる。

また、オンライン記録において、平成9年及び10年の保険料納付済期間は16か月確認できるところ、そのうち2か月の保険料を一括して過年度納付した記録は2回あるが、そのほかは1か月の保険料を過年度納付した記録のみであり、申立人の夫が6か月間の保険料をまとめて納付したと

する形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人は申立期間①及び②に係る保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の夫は既に亡くなっており、申立人の申立期間①及び②に係る保険料納付の具体的な状況は不明である上、申立期間①及び②の保険料を時効前に納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を時効前に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4908（事案 2541 及び 3663 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 25 日から 37 年 1 月 31 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

私は、年金記録確認千葉地方第三者委員会にこれまで2回申し立てたが、いずれも申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けた。しかし、どうしても納得できないので、A市の社会保険労務士会の市民相談へ行ったところ、結婚退職にもかかわらず3年近く後に脱退手当金の請求手続が行われているのは不自然であるし、国民年金保険料を納付した後に支給されているのはおかしいと言われた。また、オンライン記録の脱退手当金の一時金画面には、一社のみが記載されており、最初に勤務していたB事業所については、支給対象となっていないのはおかしいと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立人は昭和39年11月に婚姻して改姓しているところ、脱退手当金の支給決定の直前の42年5月23日に氏名変更が行われていること、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、当時の事業主から送られた結婚式の祝電を提出し、脱退手当金が支給されたとする時期は子育てに懸命な時期であり、社会保険事務所（当時）に行ったことは無く、脱退手当金を受給した事実はない

として再度申し立てているが、当該資料をもって申立人が脱退手当金を受給していないことを推認するには至らず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな証拠書類の提出は無く、申立人は、「結婚退職にもかかわらず3年近く後に脱退手当金の請求手続が行われているのは不自然であるし、国民年金の保険料を納付した後に支給されているのはおかしい。過去2回の審議結果にどうしても納得できない。」と主張して再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受給していないというものである。脱退手当金の支給には、所定の書面等による請求手続が必要とされているが、本申立事案の場合、保存期限が経過していることもあり、これらの書面等は確認できないため、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が無いかなど周辺の事情を考慮して判断をしなければならない。

本申立事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は無く、C社の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給決定の直前の昭和42年5月23日に氏名変更が行われていることから脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

一方、申立人は、「国民年金保険料を納付した後に脱退手当金が支給されているのはおかしいと言われた。」と主張している。

確かに、申立人の脱退手当金の支給日は、昭和42年6月13日であるところ、国民年金保険料は、同年4月以降60歳となる平成15年*月まで納付済みとなっている。

「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされる上記の年金記録確認第三者委員会の判断の基準からすると、脱退手当金の支給決定がなされた当時又はその後間もなく国民年金に加入して保険料を納付している場合は、将来の年金受給額に反

映されなくなる脱退手当金を受給する意思を有していたとは認め難いことなどから、当該判断を行う肯定的な周辺事情の一つになる。

しかし、申立人は、「当時の国民年金の加入及び保険料納付について、あまり覚えていない。」と申述している上、年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年1月19日付けで払い出されているところ、同人の手帳記号番号の一つ前の手帳記号番号の欄には、既に36年4月から国民年金に加入している申立人の夫の氏名が記載され、その備考欄に「取下」の押印が確認できることから、申立人の手帳記号番号は、職権適用により払い出されたものと推認できること、C社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失してから同時点までは、長期間公的年金に未加入であったことなどから判断すると、必ずしも申立人自らが積極的に国民年金に加入して保険料納付を開始したものと認め難い。

また、申立人は、「オンライン記録の脱退手当金の一時金画面には、一社のみが記載されており、最初に勤務していたB事業所については、支給対象となっていないのはおかしいと思う。」と主張しているが、これは当該画面の表記方法の問題であって、当該一時金画面に不自然さは認められない。

以上の状況を踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が多く存在する一方、脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる周辺事情が少ないと言わざるを得ない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 31 日から 55 年 3 月 16 日まで
② 昭和 55 年 3 月 16 日から 63 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①において、A区に所在したB社（昭和47年11月1日にC社に、48年12月1日にD社にそれぞれ名称変更）E支店に入社し、継続して勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者期間が無いので調査してほしい。また、55年3月16日から平成18年6月30日までF社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では昭和63年10月1日の資格取得となっており、被保険者期間が短くなっているため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和44年3月31日から52年6月18日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、D社E支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が同じ仕事を一緒にしていた元同僚として氏名を挙げた者は、「私は、当該事業所に勤務していたときは厚生年金保険に加入しておらず、国民健康保険と失業保険に加入していた。」と供述している。

また、複数の元同僚は、「当該事業所での雇用形態は、社員と雇員と一般労働者があった。」と供述しており、そのうちの一人は、「当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある者は全員が社員か雇員であった。」と供述している上、当該事業所において非正社員の給与事務を担当していた者は、「非正社員については、日雇いの手帳に印紙を貼っていた。」と供述している。

さらに、申立期間①において、C社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票並びにB社E支店の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和55年3月16日にF社G支店において資格取得し、平成18年6月30日に離職していることが確認できる。

しかし、F社本社H（部門）は、事業主照会に対し、「申立人は、下請会社から派遣のような形態で当社の仕事をしていた。申立人の雇用保険の加入記録があることは、当社において労働保険だけ適用させていたと思われるが、詳細は不明である。また、申立人の当社における厚生年金保険の資格取得日が昭和63年10月1日となっていることは、直接雇用の形態にしたためと思われるが、人事記録が残っておらず詳細は不明である。直接雇用する前の申立期間については、厚生年金保険に加入させたり、厚生年金保険料の控除をしたりしていないはずである。」と回答している。

また、申立人を知っている複数の元同僚は、「申立人は、下請会社に所属し、F社社員の指示で働いていた。」と供述している上、別の元同僚は、「申立人は、下請会社で給与等をもたらっていたはずである。下請会社が解散し、申立人がF社に引き取られてからは、同社で厚生年金保険に入っているはずである。」と供述している。

さらに、下請会社のうち、申立人が勤務したことがあると供述するI市に所在したJ事業所については、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。